

新たな規制・制度改革の提案

提案名	提案概要
スタートアップビザの特例に関する特別措置【新規】	市内においてスタートアップを創業しようとする外国人が「経営・管理」の在留資格を取得するための創業活動期間を延長、市内の外国人研究者が研究活動に従事しつつ創業や企業経営することを可能とし、つくばスーパーサイエンスシティ構想を支えるイノベーション環境の強化につなげる。

1. 現状と課題

外国人がスタートアップを創業する場合

○現状

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第22条の2及び第22条の3により、国内で創業するには、経営・管理ビザの取得が必要となる。取得要件充足への準備期間のあるスタートアップビザの選択肢がある。

<スタートアップビザでの経営・管理ビザ取得までの手続>

区分	創業準備期間 (在留資格・期間)	経営・管理ビザの 取得要件	②の活用メ リット
①スタートアップビザ (経済産業省制 度) を活用する場合	○ 特定活動 (最長1年・6か月後に 更新要) ※日本国内で右欄の準備	・2人以上の常勤 従業員の雇用 ・資本金か出資の 総額が500万円 以上 ・日本国内での事 務所確保など	・法人所得の 20%を課税 所得から控除 できる特例措 置有（一部 法人限定） ・事務所の種 類はコワーキン グスペースでも 可
②スタートアップビザ (国家戦略特区 制度) を活用する場合	○ 経営・管理 (最長6か月) ※日本国内で右欄の準備		

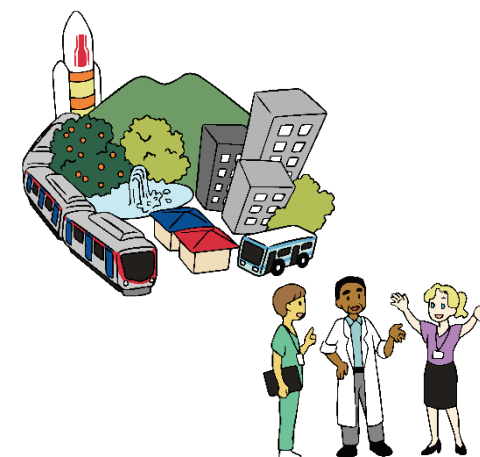
○課題

・地方都市であるつくば市で②を活用する場合、大都市圏と異なり、創業環境を整備するための準備に時間を要するため、期間を延長する必要がある。
→国家戦略特別区域法施行令第22条第1号二の「当該創業活動に係る事業に係る事業所を当該外国人の上陸後6月以内に当該国家戦略特別区域内に有することとなる見込みがあることとすること。」について、上陸後2年以内に延長すること。

つくば市内の大学・研究機関に所属する外国人研究者が、研究活動に従事しつつスタートアップを創業する場合

○現状

出入国管理及び難民認定法第19条第2項により、資格外活動許可が必要となる。



○課題

・資格外活動許可取得の手間がかかり、迅速な創業・企業活動の支障となる。
→市内の大学・研究機関に所属する外国人研究者が、研究活動に従事しつつ創業や企業経営を行う場合に、資格外活動許可を不要とすること。

2. 新たな規制・制度改革の提案

○現行制度

- ・外国人が日本で創業する場合、基本的には入国までに複数の要件を満たす必要がある。要件充足に猶予期間のあるスタートアップビザを活用した場合でも、地方都市での創業準備期間としては不十分である。
- ・市内の大学・研究機関に所属する外国人研究者が、研究活動に従事しつつ創業や企業経営を行うためには、資格外活動許可が必要となり、迅速な創業・企業活動の妨げとなっている。

○規制の特例措置の案

- ・国家戦略特別区域法施行令第22条第1号二の「当該創業活動に係る事業に係る事業所を当該外国人の上陸後6月以内に当該国家戦略特別区域内に有することとなる見込みがあることとすること。」について、上陸後2年以内に延長すること。
- ・市内の大学・研究機関に所属する外国人研究者が、研究活動に従事しつつ創業や企業経営を行う場合に、資格外活動許可を不要とすること。